

# 会務通信 Vol.273-1

埼玉土地家屋調査士会

発行責任者 高橋 修

編集責任者 高鷹 尚 登

編集担当者 田村 和也

## 笠間稲荷への新年参拝

令和8年1月6日(火)、毎年恒例となっている埼玉土地家屋調査士の新年行事として、茨城県笠間市の笠間稲荷神社へ参拝いたしました。年初にあたり、会員一同が心を合わせて社殿に進み、業務の安全と円滑な遂行、ならびに地域の皆さまの権利保全に資する活動の充実を祈念しました。土地家屋調査士の使命は、筆界を明らかにし、不動産登記の適正を支えることにあります。境界は、図面や数値だけで完結するものではなく、関係者の理解と合意、そして継続的な信頼関係の上に成り立ちます。新年の節目に原点を確認し、適正手続と実務品質の向上を誓う機会となりました。本年も会員相互の連携を深め、誠実な業務で地域に貢献してまいります。よろしくお祈りいたします。

広報事業部長 長沼健 (大宮支部)



## さいたま地方裁判所所長へ表敬訪問

令和7年12月17日(水)に高橋会長と高鷹副会長で、さいたま地方裁判所所長へ表敬訪問に行っていました。

所長の竹内 努(たけうち つとむ)氏は令和7年12月11日にさいたま地方裁判所の所長に就任されました。1966年8月30日生まれ、千葉県鎌ヶ谷市のご出身です。

裁判官として1993年に任官されて以来、主に東京地方裁判所や京都地方裁判所で民事裁判に携わってこられ、ベトナム社会主義共和国の法制度整備支援のため、専門家としてハノイに駐在された経験もお持ちです。

また司法研修所の民事裁判教官や法科大学院の教員を務め、次世代の法曹の育成にも尽力されています。

令和元年からは法務省で勤務され、大臣官房や民事局で民商事法制の立案などに携わられた後、大臣官房司法法制部長や民事局長も歴任されており、さいたま地方裁判所長に就任される直前は、令和7年7月から東京高等裁判所で民事裁判を担当されていました。

竹内所長は、さいたま地方裁判所で勤務するのは初めてのことですが、これまでの豊富なご経験を活かし、社会の変化に対応しながら、適正で迅速な裁判の実現を目指しておられるそうです。今後も埼玉土地家屋調査士会と実績のある財産管理人制度選任等、声をかけて頂ける事に期待したいです。

副会長 高鷹尚登

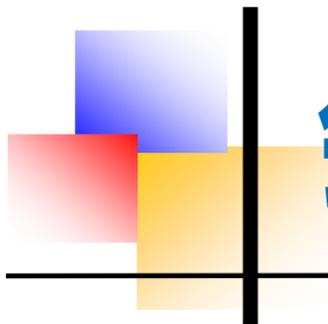


## 会員の動静

その他詳細は本会ホームページの「調査士を探す」をご参照ください。

月日	支部	氏名
【退会】		
12月15日	上尾	池澤 和美
12月18日	埼玉	清水 英雄
12月31日	秩父	黒澤 靖





# 会務通信 Vol.273-2

埼玉土地家屋調査士会

発行責任者 高橋修

編集責任者 高鷹尚登

編集担当者 田村和也

## 第2回会員業務研修会の開催について

標記研修会を下記のとおり開催いたします。  
尚、YouTube動画の撮影は行いませんので、是非ご来場ください。

◆日時 令和8年2月5日(木) 受付 午前10時  
業者展示会 午前10時  
開会 **午前10時20分**

◆場所 埼玉会館 大ホール(さいたま市浦和区高砂3-1-4)

◆研修内容

第1部 「知らないでは済まされない新ルールの要点解説」

講師 さいたま地方法務局 不動産登記部門

統括登記官 野上 和也様

第2部 「社会に必要とされ、選ばれ続ける存在であるための  
土地家屋調査士の生存条件」

～激動の時代でも生き残る事務所経営戦略とは何か?～

講師 (株)船井総合研究所 インダストリアルDX 支援本部

法務・税務ビジネス支援部

司法書士・土地家屋調査士グループ

シニアコンサルタント 小川原 泰治様

◆レジュメ 後日データ配付いたします。

◆持ち物 会員証又は補助者証 及び レジュメ

◆対象者 会員・補助者

◆CPD 受講時間に応じてCPDポイントを付与します。  
30分0.5ポイント

当日は会場ロビーにおきまして、測量機器の展示会及び書籍等の紹介も行います。詳しくは、第2回会員業務研修会開催のお知らせをご参照ください。

研修部



## 1月の主な予定

- 1月13日 第10回総務部会・会員に対する事情聴取・入会面接
- 1月14日 さいたま地方裁判所所長年始挨拶
- 1月16日 第7回研修部会
- 1月20日 第2回境界問題相談センター埼玉運営委員会・部長会
- 1月22日 試験委員打合せ会
- 1月23日 面談式相談会
- 1月27日 第10回常任理事会・会長予算(案)査定・登録証交付式
- 2月2日 第3回災害家屋調査委員会
- 2月5日 第2回会員業務研修会

## 取扱事件年計報告書等の提出と事務局からの「お願い」について

日頃は本会・会務運営に対し、特段のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。標記について下記のとおりお願いいたします。

### 1. 取扱事件年計報告書について

令和7年分取扱事件年計報告書のご提出期限は、**令和8年1月末日(期日厳守)**迄となっております。必ず事務局宛にご提出下さるようお願い致します。

令和5年12月に日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則附録第11号様式(年計報告書)の一部改正により、職印押印が不要となりましたので、**メール・FAXによる提出も可能となっております。**

同報告書の金額欄の記載については、統計資料として活用すること以外には使用致しません。なお、金額の記載は強制ではございませんが、従前どおりご記入頂きたくご理解・ご協力をお願いします。

また、同報告書作成にあたっては、例年、写し間違い、記入漏れ、計算違い等が散見され、事務局ではその集計に大変時間がかかっております。**合計欄は必ず検算の上ご提出下さるようご協力をお願いします。**

なお、埼玉土地家屋調査士会会則第98条の規定により、前年取扱事件の総件数を毎年1月末日までに1通を作成し、埼玉土地家屋調査士会長に報告することになっております。

報告を怠った場合は土地家屋調査士法第42条により処分されることがありますから事件数が皆無であっても報告をお願い致します。

### ※連合会からの法人関係記載注意事項

土地家屋調査士法人における同報告書の作成については、主たる事務所及び従たる事務所が同一の所属会にある場合、その土地家屋調査士法人の事務所が受託した事件を対象として合算した数で提出してください。

また、主たる事務所及び従たる事務所が同一の所属会ではない場合、主たる事務所受託した事件は主たる事務所の所属会、従たる事務所受託した事件は従たる事務所の所属会に報告してください。

土地家屋調査士法人の社員となる以前に土地家屋調査士として業務を行っている場合は、その期間に受託した事件について、別途、土地家屋調査士として同報告書を作成したものを提出してください。また、土地家屋調査士法人からの脱退等により社員でなくなった後、土地家屋調査士として業務を行った場合も、前記同様の取り扱いとします。

### 2. 戸籍謄本等職務上請求書使用簿の提出について

戸籍謄本等職務上請求書を保有している会員は、使用簿に令和7年1月1日～12月31日までの期間に使用された内容について記載頂き、上記「取扱事件年計報告書」と共に、**令和8年1月末日(期日厳守)**迄に事務局へご提出下さい。

なお、同使用簿をメールにてご提出頂くことで差し支えございません。またFAX・郵送等での提出も可能です。  
(未使用の場合も「未使用」とご記入の上、必ずご提出願います。)

本会事務局のメールアドレスが変更しております。ご注意ください。

送付先メールアドレス: office@saitama-chosashi.jp